

事業報告書

〔 自 平成29年4月 1日 〕
〔 至 平成30年3月31日 〕

I 事業の概況

1. 事業の経過及びその成果

【全般的現況】

当社は、東京都交通局からの受託業務を中心に、鉄道・軌道施設及び車両等の保守点検業務を担っています。

「鉄道・軌道保守のプロフェッショナルとして、高度な技術力と蓄積したノウハウをベースに、質の高いメンテナンスを提供し、都営交通の安全・安定輸送に貢献する。」との企業理念に基づき、鉄道・軌道事業の保守部門を担う東京都交通局のグループ会社の一員として事業運営に取り組みました。

また、鉄道・軌道事業に関連する工事監理業務や保安立会業務、水力発電所の安全管理業務の実施など、円滑かつ確実な事業執行に努めました。

業務の実施にあたっては、当社の安全管理規程に基づき全社員に安全意識を浸透させるとともに、安全マネジメントシステムの運用により、協力会社を含めた安全管理体制の継続的改善に取り組みました。また、鉄道事業特有の技術力を有する人材として東京都交通局からの現職派遣社員やOB社員を確保するとともに、外部専門機関での研修や東京都交通局への派遣も取り入れた研修計画に基づき若手社員の人材育成に努め、鉄道をはじめとする幅広い技術の継承と会社の技術力の向上を図り、受託した業務等を着実に遂行しました。

なお、東京都では「2020 改革」において「しごと改革」「見える化改革」「仕組み改革」を同時に取り組む全庁的な改革を進めています。このうち、「仕組み改革」では監理団体を含めた執行体制の強化などに取り組むこととしています。

こうした状況を踏まえ、当社では「監理団体自己点検」を実施し、現状分析と経営課題の抽出を行いました。また、「経営改革プラン」を策定し、経営課題を解決するために今後3か年で重点的に取り組む事項を設定しました。

今後は、外部有識者の意見を踏まえながら当プランの進捗を管理し、自律的な改革を推し進めていきます。併せて、東京都監理団体としての役割を果たしながら、東京都交通局とより一体となって業務を遂行し、都営交通の安全・安心の確保に貢献していきます。

以下に、第49期（平成29年度）における各事業の現況についてご報告いたします。

【各事業の現況】

(1) 駅務施設事業

当期から、組織改正に伴い駅務機器事業から駅務施設事業へと名称を変更の上、三田線・大江戸線ホームドア設備の保守管理業務を技術事業から移管し、当事業において業務を受託し実施しました。

また、前期に引き続き、東京都交通局から都営地下鉄101駅、日暮里・舎人ライナー13駅の自動改札機、自動券売機等の駅務機器の保守管理業務及び各種データ管理システムの保守業務を受託し実施するとともに、駅改良工事に伴う11駅の駅務機器移設工事を受託し実施しました。

(2) 技術事業

前期に引き続き東京都交通局から都営地下鉄、都電荒川線、日暮里・舎人ライナー等の各種設備・車両の保守管理業務及び駅構内工事の工事監理・保安立会等を受託し実施しました。

① 都営地下鉄

都営地下鉄関連の業務としては、41箇所の地下鉄変電所の保守管理、都営地下鉄101駅の照明設備の保守管理及び機械設備として冷房設備97駅、換気設備94駅、排煙設備93駅、ポンプ設備93駅の保守管理、昇降機設備としてエレベーター209基、エスカレーター686基の保守管理、駅居室等の空気調和装置の保守管理及び光ケーブル設備の保守管理業務を引き続き受託し実施しました。また、駅構内工事の保安業務や改良工事等の工事監理及び駅の建築設備の点検・保守・修繕、駅間トンネル土木構造物の点検業務についても引き続き受託し実施しました。

都営地下鉄の車両についても、三田線車両の重要部・全般検査等を受託し実施しました。また、浅草線・大江戸線車両については、空気ブレーキ装置やパンタグラフ、戸閉装置等各種重要装置の整備・検査を引き続き受託し実施しました。

② 都電荒川線

都電荒川線関連の業務としては、2箇所の変電所及び電気設備の保守管理業務、軌道・ポイント・構造物等の巡回点検、軌道の修繕・改良等の工事監理業務、車両保守業務及びトラバース操作等の車庫内業務を引き続き受託し実施しました。

③ 日暮里・舎人ライナー

日暮里・舎人ライナー関連の業務としては、走行路・ポイント・駅施設等の安全管理業務、エレベーター41基、エスカレーター66基の昇降設備の保守管理業務、車両の検車・修車業務を引き続き受託し実施しました。

④ その他

その他の業務としては、東京都交通局の水力発電事務所の安全管理業務及び2箇所の庁舎の設備管理業務、東京都交通局工務事務所での夜間及び土休日の受付連絡業務、上野動物園モノレールの変電設備や各庁舎等のエレベーターの保守管理業務を引き続き受託し実施しました。また、通信事業者から依頼を受けた、携帯電話・PHS・無線LAN等の工事・改修作業の立会や点検業務も引き続き実施しました。

【業績】

	H 2 6 . 3 期 (第 4 5 期)	H 2 7 . 3 期 (第 4 6 期)	H 2 8 . 3 期 (第 4 7 期)	H 2 9 . 3 期 (第 4 8 期)	H 3 0 . 3 期 (第 4 9 期)
売上高	千円	千円	千円	千円	千円
駅務機器事業収入	835,297	851,900	758,680	810,150	—
駅務施設事業収入	—	—	—	—	1,160,675
技術事業収入	5,326,613	5,082,339	5,182,025	5,354,538	5,435,592
計	6,161,910	5,934,239	5,940,705	6,164,688	6,596,267
前期増減比率	%	%	%	%	%
駅務機器事業収入	△6.40	1.99	△10.94	6.78	—
駅務施設事業収入	—	—	—	—	(43.27)
技術事業収入	△7.22	△4.59	1.96	3.33	1.51
計	△7.11	△3.69	0.11	3.77	7.00
粗利額	千円	千円	千円	千円	千円
駅務機器事業粗利	104,004	121,152	78,996	91,534	—
駅務施設事業粗利	—	—	—	—	139,818
技術事業粗利	301,664	260,004	357,072	349,822	371,174
計	405,668	381,156	436,068	441,356	510,992
粗利率	%	%	%	%	%
駅務機器事業粗利	12.45	14.22	10.41	11.30	—
駅務施設事業粗利	—	—	—	—	12.05
技術事業粗利	5.66	5.12	6.89	6.53	6.83
計	6.58	6.42	7.34	7.16	7.75

※当期（第49期）から、組織改正に伴い駅務機器事業から駅務施設事業へ名称変更の上、ホームドア保守管理業務を技術事業から駅務施設事業に移管しています。

なお、前期増減比率欄の駅務施設事業収入の値（括弧書き）は、前期の駅務機器事業収入との比較です。

(1) 設備投資の状況

当期においては特に大きな設備投資はありませんでした。

(2) 資金調達の状況

該当ありません。

(3) 対処すべき課題

- ① 当社は東京都交通局のグループ会社の一員として、公共交通機関の使命である安全の確保を最優先に鉄道・軌道保守の業務を行っています。このため、安全管理規程を制定し東京都交通局に準じる安全管理体制を立ち上げ、安全マネジメントを自主的に導入し、事故ゼロを目標として安全対策を進めてきました。とりわけ、これまでの間、安全内部監査の実施をはじめ、東京都交通局や協力会社と三者合同で緊急対応訓練を実施するなど様々な取組を通じてPDCAサイクルのスパイラルアップを図るとともに、社員一人ひとりの安全への気づき力を高め、予防保全や予

兆による早期発見に努めるなど、都民やお客様の信頼に応えるための取組を積み重ねてきました。

今後も安全の確保を最優先に、監理団体としての適正な業務運営に努めるとともに、協力会社を含めた業務に従事する全社員に対する教育訓練、基本動作・基本作業の徹底、リスクアセスメント等の実施により安全管理体制の継続的改善を図っていきます。

- ② 当社は、これまで交通局 OB 社員が中心となって業務を担ってきましたが、東京都の定年退職者数の減少や再任用制度の変更により、経験・技術力のある OB 社員の確保がより困難になっています。このため、若手の技術系固有社員の採用を拡大し社員数の確保に努めていますが、労働市場の環境が厳しく固有社員の確保も困難になっています。

技術系固有社員の採用は平成 20 年度から本格的に開始しましたが、技術系社員の育成は一朝一夕に行えるものではなく、長期に渡った計画的な育成が不可欠です。特に当社は都営交通の車両・施設の保守会社であり、安全が全てに優先しますので、作業を安全・確実に行うためには高度で専門的な技術力は欠かすことができません。

このため、人材の確保にあたっては、都に限らず近県の職業訓練校に範囲を広げた募集活動や、都営交通の様々な広告媒体を活用し技術系社員を募集するなど、積極的かつ柔軟に実施していきます。併せて「固有社員の人材育成方針」に基づき、外部の専門機関の研修等様々な研修の実施や、社内資格である業務責任者の認定取得を昇任の条件とするなど、固有社員の計画的な育成を図るとともに、交通局 OB 社員から固有社員への技術継承を着実に進め、次代の会社を担う人材を育成していきます。

- ③ 当社は、今後、東京都交通局が計画している新宿線や浅草線のホームドア設置、車両の更新、駅の防犯カメラの増設など新たな設備の保守管理業務を受託することが見込まれています。また、老朽化した各駅での大規模改良工事においては、高度な知識やノウハウが求められる工事監理業務の受託が拡大しています。

これらの質・量両面に渡る事業拡大に対して、安全性を損なわず適切に業務を遂行していくことが求められています。このため、交通局職員との人材交流や同業他社からの採用を積極的に実施するなど、高い技術力を有する人材を活用し技術継承を継続させ、技術力の底上げを図ります。そして、高い専門性が求められる新たな業務でも円滑に受託できる体制を構築し、東京都交通局のグループ会社として局とより一体となって都営交通の安全・安心の確保に貢献していきます。

2. 当社の財産及び損益の状況

区 分	単 位	H26.3 期 (第 4 5 期)	H27.3 期 (第 4 6 期)	H28.3 期 (第 4 7 期)	H29.3 期 (第 4 8 期)	H30.3 期 (第 4 9 期)
売 上 高	千円	6,161,910	5,934,239	5,940,705	6,164,688	6,596,267
営業利益	千円	169,757	137,848	182,852	153,304	182,545
経常利益	千円	188,122	152,174	195,106	167,936	195,961
当期純利益	千円	112,694	91,219	123,796	118,509	132,648
1 株あたり 当期純利益	円/株	2,817	2,280	3,095	2,963	3,316
1 株あたり 純 資 産	円/株	25,258	27,271	30,096	32,786	35,869
総資産額	千円	1,962,580	1,930,872	2,065,009	2,257,047	2,526,176
純資産額	千円	1,010,313	1,090,826	1,203,825	1,311,445	1,434,741

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

4. 主要な事業内容(平成30年3月31日現在)

- (1) 都営地下鉄等の駅務システム機器、ホームドア設備の保守管理業務
- (2) 都営地下鉄等のエスカレーター、エレベーターの保守管理業務
- (3) 都営地下鉄等の駅冷房設備、換気設備、空調設備等機械設備の保守管理業務
- (4) 都営地下鉄等の変電所の保守管理業務、駅舎照明設備点検清掃業務
- (5) 都営地下鉄、都電荒川線及び日暮里・舎人ライナーの車両の検車、修車業務
- (6) 都営地下鉄の土木・構築点検及び建築、給排水設備等の保守管理、修繕業務
- (7) 都電荒川線の軌道、電線路、踏切保安設備の保守管理業務
- (8) 都営地下鉄等の工事監理業務及び安全管理業務
- (9) 東京都交通局の庁舎等の建物管理業務、連絡員業務
- (10) 東京都交通局水力発電所の安全管理業務
- (11) 都営地下鉄構築内の携帯電話設備、PHS、光ケーブル設備等の点検及び工事の安全管理業務
- (12) 上記に付帯する業務

5. 主要な営業所 (平成30年3月31日現在)

本 社 東京都中央区東日本橋一丁目9番7号

6. 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

区 分	期末人員(人)	期中増減(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男性	315	12	53.0	5.4
女性	11	1	56.1	10.3
計	326	13	53.1	5.6

※ 契約社員を含む。

7. 主な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

該当ありません。

8. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当ありません。

9. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成30年1月31日に東京都地下鉄建設株式会社の株式1,500株(2.5%)を取得し、同社の発行済株式の5.0%を保有することとなりました。

II. 会社の状況

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式の総数 64,000 株
 (2) 発行済株式の総数 40,000 株
 (3) 当期末株主数 1名
 (4) 大株主（平成30年3月31日現在）
 株主：東京都交通局 所有株式総数 40,000 株 持ち株比率 100%

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日）

地 位	区 分	氏 名	担当及び重要な兼務の状況
代表取締役	常 勤	石井 明彦	
専務取締役	常 勤	広川 徳彦	駅務施設本部長・車両電気本部長兼務
常務取締役	常 勤	檀尾 恒次	工務本部長兼務
取 締 役	非常勤	渡邊 範久	東京都交通局職員部長
取 締 役	非常勤	相川 準	東京都交通局電車部長
取 締 役	非常勤	奥津 佳之	東京都交通局車両電気部長
取 締 役	非常勤	野崎 誠貴	東京都交通局建設工務部長
取 締 役	非常勤	矢野 千秋 注)1	弁護士
監 査 役	非常勤	広瀬 健二	東京都交通局資産運用部長
監 査 役	非常勤	朝倉 敏守 注)2	公認会計士

注) 1. 取締役 矢野千秋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

注) 2. 監査役 朝倉敏守氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	28,860千円 (600千円)
監査役 (うち社外監査役)	1名 (1名)	600千円 (600千円)

※ 1. 取締役の報酬限度額は、平成21年5月29日開催の第40期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しています。

2. 監査役の報酬限度額は、平成21年5月29日開催の第40期定時株主総会において年額10百万円以内と決議しています。

(3) 役員（非常勤）に関する事項

① 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	渡邊 範久	当期に開催された取締役会4回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
取締役	相川 準	当期に開催された取締役会4回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
取締役	奥津 佳之	当期に開催された取締役会4回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
取締役	野崎 誠貴	当期に開催された取締役会4回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
社外取締役	矢野 千秋	当期に開催された取締役会4回のうち2回に出席し、法律専門家として、法令遵守の観点から意見を述べました。
監査役	広瀬 健二	当期に開催された取締役会4回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
社外監査役	朝倉 敏守	当期に開催された取締役会4回のうち2回に出席し、公認会計士の立場から、適正な会計処理等について意見を述べました。

② 責任限定契約の内容の概要

該当ありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

各期の業績や将来の経営環境の見通し、内部留保の必要性等を総合的に勘案し、配当の有無・金額等を検討していきます。

4. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するとともに、東京都監理団体として東京都交通局の指導の下、安全の確保を最重点とした適正な業務運営を実施していくための体制として以下の体制を構築しています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コーポレートガバナンスの充実を図るため、経営管理・監督機能を分担する管理部門と、事業の執行機能を担う各事業部門で、相互牽制機能を持たせ、また、監査役設置会社として、各々の権限・職務分掌で実効性あるコンプライアンス体制を構築実践しています。

具体的には、すべての役員及び社員が法令を誠実に遵守し職務を遂行する旨の規定を整備するとともに、社員に対するコンプライアンス意識の普及・啓発、その他必要な事項の調査・検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置しています。また、法令違反行為等の通報及び相談を適切に処理するための体制を整備しています。

当期においては、コンプライアンス委員会を5回開催するとともに、全社員を対象にコンプライアンス研修を実施し、一人ひとりのコンプライアンスに関する意識の普及・啓発を図りました。さらに、業務内部監査を実施し、必要な改善を講じるとともに、その結果を定例の役員会や部長会等で報告し、情報の共有・伝達の徹底を図っています。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理、機密保持の重要性を認識し経営管理及び業務執行にかかる重要な文書、記録（株主総会、取締役会及び役員会の議事録等、取締役の職務の執行にかかる情報を含む。）を適切に保存、管理する体制を構築しています。

(3) 安全確実な業務執行を実施するための体制

当社は、鉄道事業者に導入が求められる運輸安全マネジメントシステムに準じた安全マネジメントシステムを構築しています。基本となる安全管理規程を制定し、この規程に基づき安全統括管理者を選任し、その指揮の下に全社的な安全対策推進委員会を設置して、当社の業務執行における安全上の問題点や安全対策の進行状況を把握し、安全対策を推進しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の役員会において会社の重要事項について審議し、事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るとともに、原則として毎月開催している部長会等を通じて情報の収集と伝達の徹底を図り、会社全体が共通の目標に向けて効率的に取り組める体制としています。

(5) 業務の適正を確保するための体制

業務適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、諸規程を制定し、その規程に則った執行が行われているかについて必要な調査を行い、責任者に対するヒアリング等を行う体制を確保しています。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

平成25年度から引き続き、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）とその附属明細書の信頼性を確保するため、公認会計士による任意監査を実施しています。

(7) 監査役の取締役等からの独立性を確保する体制

監査役は、必要に応じて、外部の専門家、従業員から報告を受けるとともに、監査役が直接指揮することで監査業務をサポートさせています。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会に出席し、経営の意思決定及び業務の進行状況について報告を受けるとともに、自己の判断で必要な情報を使用人に対して要求し、報告を受けています。

5. 決算日後に生じた会社の状況に関する重要な事項

該当ありません。